

吹田警察署の取組

1 高齢者対策～A I 等の固定電話対策の推進

N T T 東日本、N T T 西日本が 7 0 歳以上の高齢者及びその同居家族を対象に、今年 5 月から 2 年間、N T T が独自開発した A I 利用型の特殊詐欺サービスの無料化（先着 5, 0 0 0 人）の取組をしており、7 月から特殊詐欺被害者やアポ電がかかってきた高齢者から通報を受け、対応した警察官が対象者に対し、同サービスの周知及びサービス利用手続き等の積極的な支援を実施しています。

⇒7 月から N T T の A I 電話の働き掛けを始め、5 1 台の申し込みを完了しています。

2 大学生対策～大学生に対する講話

市内所在の 4 大学において、警察署長が学生に対し、受け子、出し子の「闇バイト」への転落防止及びコンビニ店のアルバイトに対する注意点についての講話を行います。

⇒ 11/15（水）関西大学において、闇バイト・特殊詐欺・薬物乱用の実態やトラブル防止についての講話を行いました。12/25（月）大和大学で講演予定です。

3 金融機関対策～還付金詐欺被害防止

(1) A T M 警戒

特殊詐欺被害、アポ電の認知時に無人 A T M 前での立番警戒及び年金支給日に市役所と共に A T M でのキャンペーンを実施を継続的に行います。

⇒アポ電入電時は、緊急配備で A T M 警戒を実施しています。年金支給日等、市役所及び銀行と一緒に A T M 前で被害防止啓発キャンペーンを実施しました。

(2) A T M のシステム改変への働きかけ

高齢者が A T M で振込みする時の 1 日の振込み回数、限度額の制限と振込み先銀行の着金を遅らせることの可否について一部の金融機関に意見具申をしています。今後、市内の全銀行に働きかけを行う予定です。

⇒金融機関に対し、振込限度額の制限等の対応を依頼しています。

(3) 詐欺被害未然防止の感謝状贈呈

銀行員による声掛けにより、還付金詐欺を未然防止した店舗、行員に対し、警察署長から感謝状を贈呈するとともに、マスコミに報道提供を行っています。

⇒8 月から 1 郵便局、2 銀行の未然防止に対し、感謝状を贈呈しました。

4 コンビニ対策～サポート詐欺被害防止

(1) 交番勤務員の意識改革

交番勤務員に対し、コンビニ店からサポート詐欺の通報があった時の対応方法について、自署で「コンビニエンスサポート詐欺対策マニュアル」を作成し、教養を

実施して意識改革を行うとともに、サポート詐欺対策方法について周知徹底を行っています。

⇒サポート詐欺対応マニュアルを作成し、交番勤務員に教養を実施しました。

(2) 店舗、店員に対する被害防止対策の働きかけ

今年7月中に市内127カ所のコンビニ店店長に対し、高齢者がプリペイド型電子マネーを購入する時は、販売せずに吹田警察に電話するようにチラシを配布し依頼した。更に各店舗店員に周知徹底するため、レジカウンターに貼付する注意喚起カードを作成中であり、8月中に全店舗に配布します。

⇒全コンビニ店に注意喚起カードを配布し、カードの活用及び電子マネー購入者には購入理由の確認の徹底を依頼しました。

(3) 立寄り警戒の強化

時間帯、回数にこだわることなく、交番勤務員が外へ出た時はコンビニへの立ち寄り、ATM、店舗内の警戒を強化します。

(今後、金融機関等へも実施予定)(急訴事案を除く)

⇒コンビニ店員の防犯意識が高まり、コンビニ店員によるカード購入者への声掛けや通報が増えています。

(4) 詐欺被害未然防止の感謝状贈呈

コンビニ店員による声掛けにより、サポート詐欺被害を未然防止した店舗、店員に対し、警察署長から感謝状を贈呈するとともに、マスコミに報道提供を行っています。

⇒8月からコンビニ店舗で15件の未然防止があり、順次感謝状の贈呈を行っています。